



様式第九号(第十条の六関係)

許可番号 第 09820034142 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県相模原市南区新磯野二丁目13番15号

氏 名 株式会社相模土建

代表取締役 荒井 達雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 令和2年11月1日
(初回許可年月日 昭和61年9月22日)
許可の有効年月日 令和7年10月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

産廃中間処分 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

破碎: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(再生利用可能なコンクリート二次製品に限る。)、
がれき類(再生利用可能なものに限る。)

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置
環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年11月1日 許可更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 なし

COPY

(日本産業規格 A列4番)

正処理を施してあります。



2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

神奈川県相模原市南区磯部606番1外12筆(5, 126㎡)

(2) 中間処理施設

破碎施設 処理能力 600t/日(8時間) 1基

(3) 保管施設

受入廃棄物保管ヤード(1箇所)

保管面積 2,006㎡ 最大保管量 5,250㎡ 高さ 7m

残さ物保管コンテナ(1基)

保管面積 60㎡ 最大保管量 8㎡

以下余白